

# 令和2年度家庭的保育事業に関する動画制作業務委託仕様書

## 1. 業務の名称

令和2年度家庭的保育事業に関する動画制作業務

## 2. 業務目的

家庭的保育事業を促進するため、①一般県民に家庭的保育という制度や実際の保育現場などを認知してもらい、家庭的保育のイメージアップを図ることで利用者を増やすとともに、②保育事業者等に対しても事業者目線での家庭的保育の魅力や実際の運営形態、認可基準などの紹介を行い事業の参入を促すようなPR動画を制作する。

なお、制作した動画は、ホームページやSNS、セミナーなどの各種イベント、県内市町村役場の保育担当窓口等で使用し情報発信を行う。

## 3. 担当部局

茨城県保健福祉部子ども政策局子ども未来課（水戸市笠原町978番6）

## 4. 履行期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日まで

## 5. 業務内容

動画の企画・制作

- (1) ターゲットは①前半を保育を利用する20～30代を主とする一般県民、②後半を県内で保育事業に参入している若しくはする予定の法人及び個人とし、家庭的保育事業の認知度上昇・イメージアップを図る内容であること。
- (2) 制作する動画は10分程度とし、前半約3分、後半約7分の2章編成とすること。なお、各章はそれ単体としても利用・放映等が可能な仕様とすること。
- (3) 前半は特に家庭的保育という制度や実際の保育現場などを認知してもらい県民が家庭的保育を利用したくなる内容とし、後半は特に保育事業者等に対しても事業者目線での家庭的保育の魅力や実際の運営形態、認可基準などの紹介を行い、事業開始の機運を高める内容であること。
- (4) 撮影場所は茨城県内とし、県内の家庭的保育事業所の様子を撮影した映像を入れること。
- (5) 動画制作に必要な事前調整・準備、撮影、編集等必要な作業を行うこと。
- (6) 制作した動画の配信（県HP、県SNS及びYoutube等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。

## 6. 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務完了報告書（様式第3号）、動画データを記録したDVD（正副2部）を添えて県に提出すること。

## 7. 制作物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て県に帰属するものとする。
- (2) 動画制作に活用するBGMやイラストなどの素材については、著作権を確認し可能なものを活用すること。

(3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## **8. その他**

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は県と受託者双方で協議のうえ決定する。